

令和6年4月3日

報道機関各位

自然保護課

令和6年度第1回青森県ツキノワグマ被害防止連絡会議の開催について

ツキノワグマに関する情報を共有し、人身及び農林水産物の被害防止のための標記連絡会議を、下記のとおり開催しますので、取材方よろしくお願ひします。

記

1 日時

令和6年4月10日（水） 11:00～12:00

2 場所

県庁北棟2階A会議室

3 議題

- (1) ツキノワグマの出没状況等について
- (2) ツキノワグマの被害防止の取組について
- (3) その他

4 出席者

青森県ツキノワグマ被害防止連絡会議構成員

環境エネルギー部：自然保護課
農林水産部：農産園芸課、畜産課、林政課
危機管理局：防災危機管理課
青森県警察本部生活安全部：生活安全企画課、地域課

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課	環境エネルギー部 自然保護課自然環境グループ 総括主幹 辻 健一郎	
電話番号	内線	6505
	直通	017-734-9257
報道監	環境エネルギー部 次長 山舘 清章	

青森県ツキノワグマ被害防止連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 ツキノワグマ（以下「クマ」という。）に関する情報を共有し、人身被害及び農林水産物被害の防止に資するため、青森県ツキノワグマ被害防止連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次の事務を処理する。

- (1) クマの目撃、人身被害及び農林水産物被害の情報に関すること。
- (2) クマによる人身被害及び農林水産物被害の防止対策に関すること。
- (3) クマ出沒に係る注意報及び警報に関すること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議の組織は次のとおりとする。

- (1) 議長は、自然保護課長とする。
- (2) 構成員は、別表に掲げる課の長がその所属の職員のうちから指名するものとする。

(会議)

第4条 連絡会議の会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 議長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、環境エネルギー部自然保護課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、議長が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年6月27日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

青森県ツキノワグマ被害防止連絡会議構成員名簿

部局名	課名
環境エネルギー部	自然保護課
農林水産部	農産園芸課 畜産課 林政課
危機管理局	防災危機管理課
県警察本部生活安全部	生活安全企画課 地域課